

補助金等事業概要

| | |
|-----------------|--|
| 補助事業名 | 佐渡市若者定住引越費用事業補助金交付要綱 |
| 補助の区分 | 事業補助（奨励補助） |
| 補助の概要 | 定住した若者世帯の引越にかかる費用の負担軽減に向け、予算の範囲内において補助金を交付する。 |
| 補助事業者 | 定住した若者世帯 |
| 補助対象経費 | 住居移転に必要な家財道具等の運搬に係る費用 |
| 類似補助の有無 | 無 |
| | ○同種の補助金の統合検討 |
| 補助金額（定額、上限、下限等） | 補助対象経費が10万円以上として補助金額は5万円を上限 |
| | ○少額（5万円以下）補助金の理由 若者世帯の移住促進を図るため、首都圏から佐渡へ引越しに係る経費を試算し、10万円を上限として、その1/2以内とした。 |
| 補助率等 | 1/2以内 |
| | ○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 |
| 数値目標等 | A 数値化 補助対象12件／年 3年以上の定住 |
| | ○目標に対する費用対効果（計算式） ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 |
| 補助制度開始 | 令和3年4月1日 |
| 見直し時期 | 令和8年9月30日 |
| 補助終期 | 令和9年3月31日 |
| 補助事業の募集・開示等 | ○開示内容及びその方法（手段） ホームページ等で募集する |
| 事業担当 | （担当部署） 移住交流推進課 移住交流推進係 |
| | （電話番号） 0259-67-7153（直通） |